

様式2 (第3の6関係)

会 議 の 概 要

1 会 議 名 (審議会等名)	平成27年度(2015年度)第6回宝塚市個人情報保護・情報公開審議会(宝塚市個人情報保護・情報公開審議会)
2 開 催 日 時	平成28年(2016年)2月9日 午後4時00分～午後6時00分
3 開 催 場 所	市役所3階 特別会議室
4 出 席 委 員	委員 7名 黒葛委員、福島委員、岡本委員、大山委員、 奥田委員、木下委員、森本委員
5 公開不可・一部不可 の場合の理由	
6 傍 聴 者 数	0人
7 公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
8 議題及び結果の概要	<p>(1) 学校給食事務において生活保護受給の有無等のセンシティブ情報を収集することについて(諮問)</p> <p>(2) 学校給食システム(学校給食費徴収システム及び栄養管理システム)の導入について(報告)</p> <p>(3) 住民票の写し等各種証明書をコンビニエンスストアで自動交付するためのシステムの導入において、オンライン結合を行うことについて(諮問)</p> <p>(4) 住民票の写し等各種証明書をコンビニエンスストアで自動交付するための事務を開始することについて(報告)</p> <p>(5) 宝塚市個人情報保護条例第6条第3項に基づく個人情報取扱事務登録簿の届出の報告(臨時福祉給付金(簡素な給付措置)及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業)</p> <p>(6) 宝塚市特定個人情報等取扱規程(案)について(報告)</p> <p>(7) 審議結果の概要</p> <p>ア 議題1及び2については、学校給食事務において平成28年4月より公会計方式に移行することに伴い学校給食システムを導入することについて報告がされ、当該事務の実施にあたり生活保護受給の有無等のセンシティブ情報を収集することについて、情報収集の方法やパソコンのセキュリティについて質疑があった。審議の結果、センシティブ情報を収集することは、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、学校給食事務を行う上で必要不可欠であると認められるため、原案に異議なしとして同意された。</p>

イ 議題3及び4については、住民票の写し等各種証明書をコンビニエンスストアで自動交付するための事務を開始することについて報告がされ、当該事務の実施にあたりオンライン結合を行うことについて、コンビニ事業者におけるセキュリティの確保等について質疑があった。審議の結果、オンライン結合による保有個人情報の提供を行うことは公益上の必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるため、原案に異議なしとして同意された。

ウ 議題5については、宝塚市個人情報保護条例第6条第3項に基づき、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業における個人情報取扱事務登録簿の変更の届出があったため、報告された。

エ 議題6については、特定個人情報の適正な取扱いの確保を目的として策定を予定している宝塚市特定個人情報等取扱規程（案）について報告がされた。